

# 茨木市立天王中学校PTA規約

## 第一章 名 称

第1条 本会は茨木市立天王中学校PTAと称し、事務所を天王中学校内におく。

## 第二章 目的及び方針

第2条 本会は保護者と教員が協力して、学校と家庭と社会に於ける生徒の福祉と心身の健全な発達をはかるとともに会員の研修をつみながら天王中学校教育の充実推進を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 生徒の指導と福祉増進に関すること。
2. 教育環境の充実に関すること。
3. 地域社会における社会教育振興に関すること。
4. よりよい保護者教師をめざす研修に関すること。
5. その他、目的達成のための必要な事項。

第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 営利的、宗教的、政治的色彩をもたず、また他の如何なる団体の干渉もうけない。
2. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
3. 学校の人事、その他、管理には干渉しない。

## 第三章 会 員

第5条 本会の会員は、学校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わる人(以下保護者という)学校に勤務する教職員(以下教員という)である。

## 第四章 会 計

第6条 本会の経費は会費、自発的な寄付金、及びその他の収入をもって支弁する。

第7条 会費は一口月額150円とし、月毎に納入する。(一括等前納も可)

第8条 本会の経費は第二章の目的達成以外には、支出または使用してはならない。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第五章 役員選挙及び任務

第10条 本会の役員は次のとおりとする。

- |             |           |           |           |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 会長 1名    | 2. 副会長 2名 | 3. 書記 2名、 | 4. 会計 2名  |
| 役員任期は1年とする。 |           | (他に教職員1名) | (他に教職員1名) |

第11条 役員選挙及び就任は次のとおり行う。

1. 役員候補者指名委員会(以下指名委員会という)をつくる。
  - イ. 1年学年委員、2年学年委員、3年学年委員、文化委員、厚生委員、広報委員、地区委員の中から互選により各1名以上を選出する。
  - ロ. 教員の中から互選により2名を選出する。
  - ハ. 運営委員会(会)の中から互選により1名以上を選出する。
2. 指名委員会(会)は互選により委員長を決定する。

3. 指名委員(会)は役員候補者を決定し、選挙の7日前に全会員に通告する。
4. 役員候補者については、立候補できる。ただし、指名委員会の指定する日までに指名委員会に届け出ることとする。
5. 役員候補者の指名は、どの場合でも、その氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
6. 役員は年度末総会において多数決で選ばれ、4月1日に就任する。
7. 新役員が就任すると、指名委員会は解散する。

第12条  
第13条  
第14条

役員の兼任は認めないが、再選はさまたげない。  
公職選挙法により選挙された公職者及び役員候補者指名委員は役員になれない。  
役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括すると共に、運営委員会を司会する。役員及び校長と合議の上、専門委員会の委員長を委嘱する。
2. 会長は総会及びすべての委員会を招集することができる。
3. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
4. 書記は総会及び運営委員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。
5. 会計は本会の年度予算を作ると共にすべての金銭の収入支出の記録と領収書を保管する。また会計監査委員会の監査を経た収支を運営委員会に報告し、年度末総会において決算報告をする。

## 第六章 総 会

第15条

総会は次のとおり開く

1. 年度始め総会
  - イ. 新役員に関する報告、各種委員会の委員長の委嘱。
  - ロ. 年度計画及び年度予算、その他緊急事項に関する審議並びに承認。
2. 年度末総会
  - イ. 事業並びに会計監査を経た年度決算報告、その他の緊急事項に関する審議並びに承認。
  - ロ. 次年度役員及び会計監査委員の選挙並びに承認。
3. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合または全会員の五分之一以上の要求のあった場合には、会長は総会を招集する。

第16条

総会の定足数は会員の五分之一(委任状を含む)とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。総会に出席できない場合は委任状をもってこれにかえることができる。

## 第七章 運営委員会

第17条

運営委員会は本会の役員、各種委員会の正副委員長(会計監査委員会は除く)校長、教頭によって構成される。

第18条

運営委員会の任務は次のとおりである。

1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。なお、必要に応じ各種委員会内規や細則等を審議決定する。
2. 総会に提出する報告書、議案、予算、決算等を作成する。
3. 必要ある場合に特別委員会を設ける。
4. その他、会員から委任された事務を処理する。
5. 役員に事故の生じた場合は総会にはかりこれを補充する。

第 19 条 運営委員会は必要に応じて開き、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

## 第八章 各種委員会

第 20 条 本会に次の委員会を設ける。

1. 学年委員会は各学年の保護者から 10 名程度 互選された委員と教員によって構成され、委員の互選によって学年ごとに正副委員長を選出し会長に報告する。委員は家庭と教員の間や学級との連絡協調に任ずるほか、学習環境の整備に努める。
2. 地区委員会は各地区の保護者から割り当て数ずつ互選された委員と教員によって構成され、委員の互選によって正副委員長を選出し会長に報告する。委員は地区と本会の間や他地区との連絡協調に任ずるほか、生徒の健全な生活を奨励しよい環境作りに努める。
3. 専門委員会として、広報委員会、厚生委員会、文化委員会を設け、各学年の保護者から割当数ずつ互選された委員と教員によって構成され、委員の互選によって正副委員長を選出し会長に報告する。広報委員は広報活動の推進に努め、厚生委員は保健体育及び福祉の活動の推進を、文化委員は文化活動の推進に努める。

※ 具体的運用方法

- (1) 専門委員会を広報委員会、厚生委員会、文化委員会に配分する。
- (2) 正副委員長を委員総会で互選する。(従来どおり)
- (3) 専門委員会は行事の企画を責任をもって行う。

当日の運営については、学年委員・地区委員を含めて委員全員で当たる。

各委員はそれぞれ目的に応じて計画をたて、それを実行する。

第 21 条 各種委員会のいかなる事業計画についても運営委員会にはからなければならない。

## 第九章 会計監査委員会

第 22 条 会計監査委員会は総会において多数決により選出された 3 名(委員長 1 名と委員 2 名)によって構成される。

第 23 条 会計監査委員会はその年度の会計を随時監査し、その結果を総会に報告する。

第 24 条 会計監査委員 3 名の選定は、委員長 1 名、委員 2 名とし役員の選出と同様に行う。

## 第十章 個人情報取扱い

第 25 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いや利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第十一章 改正

第 26 条 規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成同意で改正することができる。ただし改正案の提出については、総会の 7 日以前に全会員に通告しておかなければならない。

第 27 条 本規約は総会において認められた日から施行する。

「平成 4 年 3 月 7 日 一部規約改正」

「平成 9 年 5 月 31 日 一部規約改正」

「平成 10 年 5 月 30 日 一部規約改正」  
「平成 11 年 3 月 6 日 一部規約改正」  
「平成 16 年 3 月 6 日 一部規約改正」  
「平成 29 年 2 月 25 日 一部規約改正」  
「平成 30 年 6 月 2 日 一部規約追記」  
「令和元年 12 月 23 日 一部規約改正」

【慶弔規定】

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1. P T A会員が死亡したとき      | (1) 榊一對又は同程度の供物<br>(2) 香料 5,000円<br>(3) P T A代表会葬                       |
| 2. 生徒が死亡したとき           | (1) 榊一對又は同程度の供物<br>(2) 香料 5,000円<br>(3) P T A代表会葬                       |
| 3. 学校内で生徒が負傷したとき       | P T A役員と協議して決める   |
| 4. 職員が結婚・出産したとき        | (1) 結婚祝金 5,000円<br>(2) 出産祝金 3,000円                                      |
| 5. 職員が死亡したとき           | (1) 榊一對又は同程度の供物<br>(2) 香料 5,000円<br>(3) P T A代表会葬、遠隔地の場合は弔電をもってかえることも可。 |
| 6. 職員の配偶者、父母、子供が死亡したとき | (1) 榊一對又は同程度の供物<br>(2) 香料 5,000円<br>(3) P T A代表会葬、遠隔地の場合は弔電をもってかえることも可。 |
| 7. 職員・会員の災害又は公傷のとき     | 運営委員会で協議して決める。  |
| 8. 職員の病気又は負傷のとき        | 2週間以上連続に及ぶ場合<br>3,000円程度の見舞金  |
| 9. その他                 | (1) 学校管理職、役員、委員などの弔事については役員で協議して決める。                                    |